

## **第6部 要保護児童への対応などきめ細やかな 取組の推進**

## 第6部 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

### ■施策・事業の体系

|                                 |                                |                                   |   |
|---------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|---|
| イ<br>子どもの虐待防止と子ども家庭支援センターの機能強化  | 1<br>子どもの虐待防止と子ども家庭支援センターの機能強化 | (1)先駆型子ども家庭支援センターの機能強化            | ①先駆型子ども家庭支援センターの機能強化  |
|                                 |                                | (2)在宅サービスの充実                      | ①育児支援ヘルパー事業の充実  |
|                                 |                                | (3)子ども家庭支援センターでの相談事業の充実           | ①子ども家庭支援ネットワークの連携の充実<br>②家庭単位での相談・支援体制の推進   |
|                                 |                                | (4)虐待防止と親と子の心のケア                  | ①虐待等防止のためのサービスの充実<br>②虐待をしている親と、虐待されている子どものケアの充実                                    |
|                                 |                                | (5)ファミリー・サポート・センターとの連携            | ①ファミリー・サポート・センターとの連携  |
|                                 |                                | (6)養育家庭（里親）の普及                    | ①養育家庭（里親）の普及  |
| ロ<br>ひとり親の自立支援                  | 1<br>自立に向けた支援                  | (1)自立支援の拡充                        | ①母子家庭自立支援教育訓練給付金事業<br>②自立促進講習会事業<br>③ひとり親家庭自立支援講習会<br>④ひとり親福祉だよりの発行<br>⑤就労相談・就労支援事業 |
|                                 |                                | (2)日常生活の援助                        | ①ひとり親家庭ホームヘルプサービス   |
|                                 |                                | (3)養育の支援                          | ①児童手当等の支給事業<br>②母子福祉資金等の貸付  |
|                                 |                                | (4)ひとり親医療費の助成                     | ①ひとり親医療費の助成   |
|                                 |                                | (5)ひとり親家庭への相談の充実                  | ①相談体制の整備  |
|                                 | 2<br>母子生活支援施設の建替え              | (1)母子生活支援施設の建替え                   | ①母子生活支援施設の建替え   |
| 目<br>障がいがある子ども、支援が必要な子どもへの施策の充実 | 1<br>北野ハピネスセンターの療育支援の充実        | (1)北野ハピネスセンターの療育支援の充実             | ①北野ハピネスセンターの療育支援の充実   |
|                                 | 2<br>障がい児保育の充実                 | (1)認可保育所における統合保育の充実               | ①認可保育所における統合保育の充実   |
|                                 | 3<br>一人ひとりの特性に応じた指導・支援の保障      | (1)通常の学級における支援が必要な児童・生徒への指導・支援の充実 | ①個別の教育支援計画、個別指導計画の確立<br>②教育支援に関する理解と適切な対応のための研修等の推進                                 |
|                                 |                                | (2)教育支援学級における児童・生徒への指導・支援の充実      | ①小・中一貫教育校における教育支援学級(固定制・通級制)の適切な設置<br>②個別の教育支援計画、個別指導計画の充実<br>③就学相談体制の充実            |
| 4<br>被保護世帯の子ども・若者の支援            | (1)子ども・若者支援事業の実施               | ①子ども・若者支援事業の実施                    |   |

# I 子どもの虐待防止と子ども家庭支援センターの機能強化

## 1 子どもの虐待防止と子ども家庭支援センターの機能強化

子ども家庭支援センターの機能及び同センターを中心とする関係機関で構成する「子ども家庭支援ネットワーク」の強化を図り、児童虐待の予防・再発防止活動に取り組むとともに、子どもと家庭の支援の充実を図ります。

### (1) 先駆型子ども家庭支援センターの機能強化

児童相談所との連携を強化し、先駆型子ども家庭支援センターとして、虐待防止訪問事業と見守りサポート事業の充実を図り、虐待防止と再発防止の強化を行います。また、家族再統合や家庭復帰後の家族の見守り、さらに養育家庭の普及に向けた取組も進めます。

#### 【事業の実施状況と方針】

| ① 先駆型子ども家庭支援センターの機能強化  |  |        |
|--|--|--------|
| 事業の概要・実施状況   | 今後の方針                                  | 担当課    |
| 三鷹市内の2つの子ども家庭支援センターのうち1つが、平成16年度より先駆型子ども家庭支援センターに移行しました。<br>※先駆型子ども家庭支援センターは、子ども家庭総合ケースマネジメント事業・地域組織事業の実施に加え、要支援家庭サポート事業、在宅サービス基盤整備事業の実施を行います。 | ○継続<br>○先駆型子ども家庭支援センターとしての機能を強化していきます。 | 子育て支援室 |

### (2) 在宅サービスの充実

育児支援ヘルパー事業は、三鷹市に住所のある家庭で、出産退院後3ヶ月以内（多胎出産の場合には1年以内）の母親の身の回りのことや、家事、育児の手伝いをするヘルパーを紹介しています。今後も介護者がいない家庭や要支援家庭に対して援助を行い、子育ての負担を少しでも軽減できるようサービスの充実に努めます。

#### 【事業の実施状況と方針】

| ① 育児支援ヘルパー事業の実施   |   |        |
|---|---|--------|
| 事業の概要・実施状況  | 今後の方針                                   | 担当課    |
| 平成16年10月から産後支援ヘルパー事業実施。<br>平成18年度から対象者拡充。育児支援ヘルパーに事業名変更。<br>■20年度実績■<br>利用件数：89件<br>利用日数：265人<br>■課題■<br>・相談員が利用希望者とヘルパーの顔合わせや諸々の調整も行っているため、利用者が多い場合には相談業務への影響もある。<br>・ヘルパーの養成講座を行っているが、年々受講希望者が減少している。また、現在登録しているヘルパーにおいても、家族状況の変化により実動人数が限られており利用者が著しく増加した場合にはニーズへの柔軟な対応が困難になることが予測される。 | ○継続<br>○ファミリーサポートセンター事業と連動し、充実を図っていきます。 | 子育て支援室 |

### (3) 子ども家庭支援センターでの相談事業の充実

「子ども家庭支援センターのびのびひろば」を拠点に、関係機関による子ども家庭支援ネットワークの連携を強化し、相談体制を充実していきます。

#### 【事業の実施状況と方針】

| ① 子どもの相談に関する総合的なネットワークの構築   |  |  |
|---|--|--|
| 事業の概要・実施状況  | 今後の方針  | 担当課                                    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年3月「要保護児童地域対策協議会」を設立（名称は「子ども家庭支援ネットワーク」を継続使用）。</li> <li>要保護児童地域対策協議会の代表者会議（1回/年）、実務担当者会議（6回/年）を実施し、より地域が一体となった相談体制や未然防止のシステムの構築を図ってきました。</li> <li>年間6回開催される子ども家庭支援ネットワーク実務担当者会議に参加することにより、情報交換・事例の総合的検討・要保護児童の実態把握・ケース研修を行っています。</li> <li>この会議で学んだことを各施設で職員が共有し、来館者の相談業務に役立てています。</li> </ul> <p>例えば、生活保護において、子どもがいる被保護世帯のうち、何らかの問題があり、自力での解決が困難な世帯については、問題解決を図るために、地区担当員が中心となりセンターに連絡・相談を行っています。また、センターからも保護世帯と判明した場合には、地区担当員に連絡が入るなど、お互い協力体制を取っています。</p> <p>関係機関との連携が図れることで、専門家の意見などを聞くことができ、問題の解決に役立っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要フォローケースに対し、関係機関への迅速な連絡及び連携。</li> <li>養育困難家庭の把握と、経過観察及び家庭支援。（台帳によるチェック、ケースカンファレンス、相談対応）</li> </ul> <p>ハピネスセンターでは、課題を持つ子どもの対応で困難さを抱えている保護者が多く見られます。そのような保護者の心理的サポートを含め、医師や専門療法士と一緒により具体的な支援を行うとともに、各関係機関との連携を図り対応に努めています。</p> <p>■20年度実績■<br/>           代表者会議：1回<br/>           実務担当者会議：6回<br/>           研修会：2回<br/>           ケース検討会：64回</p> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実務担当者会議出席者の固定化により、新しい職員のスキルアップの機会が確保できず、レベルアップに差が生じてしまう。</li> <li>児童虐待相談対応の第一義的窓口としてよりきめ細やかな対応強化が求められている中、調整機関である子ども家庭支援センターの体制強化は欠かせない。（⇒組織の在り方や人的体制の整備の検討が求められている）</li> <li>自由来館をする児童の家族状況等を把握するのは難しく、問題を抱えていそうな本人との信頼関係から保護者の状況を聞き出すようになる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○継続</li> <li>○子ども家庭支援ネットワークの継続</li> <li>○職員が常に子どもの虐待の早期発見を心掛け、子どもと家庭に関する相談事業からサービス提供まで、総合的な支援を行っている子ども家庭支援センターを拠点としたネットワークを更に強化することにより、児童虐待の予防・再発防止に取り組んでいきます。</li> </ul> | 子育て支援室<br>生活福祉課<br>北野ハピネスセンター<br>他関係機関 |

| ② 家族単位での相談・支援体制の推進  |  |                                   |
|---|--|-----------------------------------|
| 事業の概要・実施状況  | 今後の方針  | 担当課                               |
| <p>子ども家庭支援センターでは、ファミリーソーシャルワークの視点を持ちながら、受理会議や統括制を導入し相談ケースを組織的に把握することで、担当者と関係機関のスムーズな連携を図っています。また、虐待が疑われる相談に関しては、杉並児童相談所と3か月に1回の割合で相談内容の進行管理を行い支援体制の確認を行っています。</p> <p>深刻で複雑な問題を抱えるケースの増加により、より一層、ソーシャルワークの視点が大切になってきています。問題を家族の中で捉えながら、ネットワークの構成機関をはじめとした地域の連携の中で支援を行ってきています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度よりケース受理会議を実施。</li> <li>・平成19年12月より杉並児童相談所と虐待進行管理会議を実施。</li> <li>・平成20年4月1日より子ども家庭支援センター内で相談統括制の実施。</li> </ul> <p>東西児童館では、子ども自身からは家庭や学校・友人のこと等の悩みを聞き、保護者からは子どもの発育・教育・しつけ等の悩みごと相談に対応しています。職員が毎日の遊びの中で子どもや親の話を直接聞く方法で取り組んでいます。</p> <p>■20年度実績■<br/>         新規受理件数：449件<br/>         虐待新規受理件数：117件</p> <p>■課題■<br/>         ・総合教育相談窓口との連携<br/>         ・施設に相談専用室がないため、相談中に他の人の目が気になる。</p> | <p>○継続<br/>         ○今後も来館者と職員との信頼関係を育て、気軽に相談してもらえ体制を全職員が協力して、作り上げていきます。</p> | <p>子育て支援室<br/>         社会教育会館</p> |

#### (4) 虐待防止と親と子の心のケア

子どもの発達や子育ての仕方を学ぶ機会の充実を図るとともに、虐待の問題を家族単位で捉えて相談・支援を行い、虐待を受けている子どもへの支援だけでなく、虐待をさせないための親への支援とサポートを行っていきます。

#### 【事業の実施状況と方針】

| ① 虐待等防止のためのサービスの充実  |  |  |
|---|--|--|
| 事業の概要・実施状況  | 今後の方針  | 担当課  |
| <p>保育園、学校等を心理のスーパーバイザーとともに巡回相談を行い、子どもの行動面から器質的、環境的な要因を推察し、環境要因が背景と思われる場合には早期に家庭に働きかけ対応しています。</p> <p>他機関との連携により、高リスク妊産婦の場合には積極的に育児支援ヘルパー利用をアナウンスしてもらい、子ども家庭支援センターが早期介入を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園・学校等の巡回相談の実施。</li> <li>・育児支援ヘルパーの利用推進。</li> <li>・平成20年度「子ども虐待防止対応マニュアル」「市民向けリーフレット」「こどもSOSカード」作成、利用推進。</li> </ul> <p>○市民大学事業における保育付き講座の実施。<br/>         ①東社会教育会館では、子育て支援としての子どもの発達や子育ての仕方を学ぶ機会として、家庭教育講座(全22回)を実施しています。その内容は、子育ての中から自分と向き合い、自分気づき、自分育てと子育てのヒントを学び直し自分自身の中に変化を生み出すという</p> | <p>○継続<br/>         ○引き続き子育て関連講座を実施していきます。<br/>         ○希望者が多い場合は、通年の講座を半年ずつに分けるなどの工夫をしていきます。<br/>         ○講座の受講生の中で、子育てに対する不安や虐待をする(受けている)などの様子が見られたときは、児童館職員とそ</p> | <p>子育て支援室<br/>         生涯学習課<br/>         社会教育会館</p> |

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>もので、立教女学院短期大学講師の三好良子先生を講師に招いています。</p> <p>②西社会教育会館では、同様に、いきいき子育て講座（全18回）を実施しています。講師にファミリーカウンセリングの母親研究所の坂本祗木先生を講師に招いています。</p> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園及び学校巡回では、幼稚園、学校間に巡回受け入れと対応への差がある。</li> <li>・講座はともに会場のキャパシティに限界があり、講座の希望者全員の受講が不可能な場合がある。また、保育者の人数や保育室のキャパシティの限界があり、保育付き希望者全員を受け入れられない場合がある。</li> </ul> | <p>の情報を共有化して対応すると同時に、子ども家庭支援センターとの連携を図っていきます。</p> |  |
|--|---|--|

| ② 虐待をしている親と、虐待をされている子どものケアの充実  |            |               |
|--|------------|---------------|
| 事業の概要・実施状況   | 今後の方針      | 担当課           |
| <p>虐待をしている親に対しては、子ども家庭支援センターでの専門相談（臨床心理士等）で自身の気持ちの整理や子どもとの関係を見直すような事業を実施しています。</p> <p>虐待をされている子どもへのケアに当たる事業は「該当なし」でした。</p> <p>■20年度実績■</p> <p>専門相談延件数：176件</p> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合教育相談窓口との連携</li> </ul> | <p>○継続</p> | <p>子育て支援室</p> |

■虐待防止マニュアル





## ■子どもSOSカード



### (5) ファミリー・サポート・センターとの連携

子ども家庭支援センターとファミリー・サポート・センターの併設のメリットを活かし、地域での支援を強化していきます。

#### 【事業の実施状況と方針】

| ① ファミリー・サポート・センターとの連携   |       |        |
|---|-------|--------|
| 事業の概要・実施状況  | 今後の方針 | 担当課    |
| <p>すすくひろばの育児講座の際に保育援助や、各コミセンでの「あそびとおしゃべりに会」に保育補助として、援助会員の応援をしています。また、援助をすすくひろばで行うこともあり、すすくとファミリー・サポート・センターが併設されているメリットを活かしています。</p> | ○継続   | 子育て支援室 |

### (6) 養育家庭（里親）の普及

親の離婚や疾病等で家庭での生活ができない子どもや、親の虐待等により家庭で生活することが好ましくない子どもが、一定期間温かい家庭で生活できる「養育家庭」の普及に努めます。

#### 【事業の実施状況と方針】

| ① 養育家庭（里親）の普及   |       |        |
|---|-------|--------|
| 事業の概要・実施状況  | 今後の方針 | 担当課    |
| <p>東京都との共催により養育家庭体験発表会の開催（年1回）と啓発活動。</p> <p>■20年度実績■<br/>体験発表会1回実施 参加者26人</p> | ○継続   | 子育て支援室 |

## Ⅱ ひとり親家庭の自立支援

### 1 自立に向けた支援

離婚が増加する中で、母子家庭等ひとり親のもとで監護、養育される子ども達が増加しています。特に母子家庭においては、母親の就労等による収入をもって自立できること、その上で子育てができることが子どもの成長にとって重要であり、また、子ども達を地域や社会全体で育てていくことが必要となっています。

このような厳しい現状を踏まえ、平成 15 年には、母子家庭等の自立を支援するため、母子及び寡婦福祉法が改正されるとともに、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法が制定されました。市としては、地域における母子家庭等の現状の把握に努めるとともに、その自立が一層促進されるよう子育てや生活支援、就労支援、経済的支援、DV対策など総合的な支援に努めます。

また、相談体制の充実に努めるとともに、自立支援にかかる施策や取組みについての情報提供に努めます。

#### (1) 自立支援の拡充

母子家庭等の自立を促進するため就労相談、資格取得の助成、就労環境支援を充実するとともに関係機関との連携を強め、個別のニーズに応える体制の整備を図っていきます。

#### 【事業の実施状況と方針】

| ① 母子家庭自立支援教育訓練給付事業   |       |        |
|--|-------|--------|
| 事業の概要・実施状況   | 今後の方針 | 担当課    |
| 平成 17 年度末でひとり親家庭資格取得の助成事業が終了し、平成 18 年度より、母子家庭自立支援教育訓練給付金事業へ移行しました。 | ○継続   | 子育て支援室 |

  

| ② 自立促進講習会事業  |       |        |
|--|-------|--------|
| 事業の概要・実施状況   | 今後の方針 | 担当課    |
| 平成 10 年度から、パソコン教室のワード・エクセルの初級教室を実施しています。<br>各コース8時間。10人ずつ。(1回2時間ずつ4回実施)<br>■課題■<br>・開催時期を、就労時期に沿うように検討 | ○継続   | 子育て支援室 |

  

| ③ ひとり親家庭自立支援講習会  |                                    |        |
|--|------------------------------------|--------|
| 事業の概要・実施状況   | 今後の方針                              | 担当課    |
| ひとり親家庭の親、寡婦を対象として児童のしつけや養育費の取得手続き、健康づくり等各種自立支援講習会を2回に分け、開催し、その後専門の相談員による個別相談を実施。未就学児等の託児サービスを行っています。<br>■課題■<br>・参加対象者「ひとり親家庭」と限定されるため、参加希望が少ない。 | ○継続<br>○他の事業との組み合わせにより、事業の拡充を図ります。 | 子育て支援室 |



| ④ ひとり親福祉だよりの発行  |       |        |
|---|-------|--------|
| 事業の概要・実施状況  | 今後の方針 | 担当課    |
| 児童育成手当受給者世帯対象に、年 1 回ひとり親福祉だよりを発行し、福祉関係の諸施策の周知を図っています。 | ○継続   | 子育て支援室 |

| ⑤ 就労相談・就労支援事業   |       |                 |
|---|-------|-----------------|
| 事業の概要・実施状況  | 今後の方針 | 担当課             |
| <p>生活保護の就労支援員と連携をして、就労相談やハローワークにつなげ、職業技術専門学校への入学等の紹介をしてきました。</p> <p>21 年度からプログラム策定事業、高等技能訓練事業を実施するとともにプログラム策定員を設置し、母子自立支援員との連携の下にプログラムを策定の上、母子家庭就業・自立センターやハローワークなども密接に連携して、生活相談から就労支援まで継続した援助が可能となりました。</p> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職後の継続支援等ができていない場合がある。</li> <li>・就労支援だけでなく、各家庭の生活状況を把握し総合的な支援が必要</li> </ul> | ○継続   | 生活福祉課<br>子育て支援室 |

## (2) 日常生活の援助

ひとり親家庭を対象に、家事援助のためのホームヘルプサービスの充実を図ります。

### ■ひとり親家庭ホームヘルパー派遣状況

子育て支援係 (単位：世帯、件)

|       | 世帯数 (世帯) |    |    | 件数 (件) |    |     |
|-------|----------|----|----|--------|----|-----|
|       | 母子       | 父子 | 計  | 母子     | 父子 | 計   |
| 16 年度 | 29       | 3  | 32 | 222    | 19 | 241 |
| 17 年度 | 27       | 1  | 28 | 201    | 12 | 213 |
| 18 年度 | 19       | 0  | 19 | 154    | 0  | 154 |
| 19 年度 | 22       | 1  | 23 | 124    | 1  | 125 |
| 20 年度 | 16       | 0  | 16 | 109    | 0  | 109 |

### 【事業の実施状況と方針】

| ① ひとり親家庭ホームヘルプサービス  |       |        |
|---|-------|--------|
| 事業の概要・実施状況  | 今後の方針 | 担当課    |
| <p>ひとり親家庭に対し、月 12 回・1 日 8 時間以内でホームヘルパーを派遣し、日常生活の援助を実施し、福祉の増進を図っています。</p> <p>看護師資格取得の母親が、実習時等早朝からの支援により、看護師の資格を取得。</p> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時（急な残業）の手配が困難</li> <li>・老人介護のヘルパーの需要が増加しているため、ヘルパーの手配が出来ないことが多い。</li> <li>・「うつ」等精神的疾患の親が増加傾向にある。</li> </ul> | ○継続   | 子育て支援室 |

### (3) 養育の支援

児童扶養手当等の支給や母子生活福祉資金等の貸付などの経済的支援により、母子家庭等ひとり親家庭の自立支援を図ります。

#### ■女性福祉資金貸付状況

(新規貸付分) 子育て支援係 (単位：件、千円)

|       | 総 数 |        | 修 学 |       | その他 |       |
|-------|-----|--------|-----|-------|-----|-------|
|       | 件 数 | 金 額    | 件 数 | 金 額   | 件 数 | 金 額   |
| 16 年度 | 16  | 6,697  | 8   | 4,672 | 8   | 2,025 |
| 17 年度 | 17  | 10,126 | 14  | 8,826 | 3   | 1,300 |
| 18 年度 | 11  | 7,117  | 11  | 7,117 | 0   | 0     |
| 19 年度 | 10  | 5,671  | 8   | 4,955 | 2   | 716   |
| 20 年度 | 6   | 3,365  | 5   | 3,056 | 1   | 309   |

#### ■母子自立支援員の相談指導状況

子育て支援係 (単位：件)

|       |                      | 16 年度 | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 |  |
|-------|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| 生活一般  | 住 宅                  | 154   | 180   | 175   | 173   | 194   |  |
|       | 医 療                  | 139   | 189   | 153   | 173   | 177   |  |
|       | 家庭紛争                 | 274   | 288   | 228   | 210   | 164   |  |
|       | 就 職                  | 142   | 112   | 79    | 144   | 130   |  |
|       | 結 婚                  | 12    | 3     | 3     | 1     | 1     |  |
|       | 内 職                  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |  |
|       | 家事援助                 | 16    | 10    | 21    | 20    | 17    |  |
|       | その他                  | 206   | 348   | 214   | 218   | 359   |  |
|       | 小 計                  | 943   | 1,130 | 873   | 939   | 1,042 |  |
| 児 童   | 養 育                  | 175   | 191   | 131   | 99    | 67    |  |
|       | 教 育                  | 42    | 83    | 27    | 29    | 53    |  |
|       | 非 行                  | 14    | 1     | 2     | 6     | 2     |  |
|       | 就 職                  | 0     | 2     | 0     | 3     | 0     |  |
|       | その他                  | 44    | 13    | 9     | 18    | 29    |  |
|       | 小 計                  | 275   | 290   | 169   | 155   | 151   |  |
| 生活支援  | 母子福祉資金               | 301   | 313   | 226   | 207   | 280   |  |
|       | 女性福祉資金               | 102   | 30    | 0     | 3     | 2     |  |
|       | 公的年金                 | 1     | 4     | 6     | 4     | 5     |  |
|       | 児童扶養手当               | 99    | 54    | 41    | 49    | 47    |  |
|       | 生活保護                 | 104   | 160   | 80    | 63    | 69    |  |
|       | 税                    | 5     | 1     | 0     | 3     | 0     |  |
|       | 母子応急小口資金等            | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |  |
|       | その他                  | 92    | 145   | 29    | 13    | 13    |  |
|       | 小 計                  | 704   | 707   | 382   | 342   | 416   |  |
| そ の 他 | 売店設置〈法第 16 条〉        | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |  |
|       | たばこ販売〈法第 27 条〉       | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |  |
|       | 母子世帯向公営住宅〈法第 18 条〉   | 49    | 1     | 0     | 1     | 0     |  |
|       | 単親家庭休養ホームの利用         | 母子家庭  | 0     | 2     | 1     | 0     |  |
|       |                      | 父子家庭  | 0     | 0     | 1     | 0     |  |
|       | 母子生活支援施設〈児童福祉第 38 条〉 | 72    | 61    | 61    | 17    | 33    |  |
|       | 小 計                  | 121   | 64    | 63    | 18    | 33    |  |
|       | 合 計                  | 2,043 | 2,191 | 1,487 | 1,454 | 1,642 |  |

【事業の実施状況と方針】

| ① 児童扶養手当等の支給事業   |   |        |
|--|---|--------|
| 事業の概要・実施状況   | 今後の方針   | 担当課    |
| <p>ひとり親家庭の自立支援のための手当としては、児童手当のほか、18歳までの児童を養育している母又は養育者に児童扶養手当（国）が支給され、父若しくは母又は養育者に児童育成手当が支給されます。どちらの手当も所得制限があります。</p> <p>■20年度の実績■<br/>           児童扶養手当受給者：859人<br/>           児童育成手当受給者：1,231人</p> | <p>○継続<br/>           ○児童扶養手当は父は受給できないため、父子家庭に対する支援策を検討する必要があります。</p> | 子育て支援室 |

| ② 母子福祉資金等の貸付  |   |        |
|---|---|--------|
| 事業の概要・実施状況  | 今後の方針   | 担当課    |
| <p>母子福祉資金貸付と他の制度の紹介を行っている。</p> <p>■課題■<br/>           ・償還が困難と見込まれる者への貸付決定をどうするのか。<br/>           ・滞納者への対応</p> | <p>○継続<br/>           ○滞納者が発生しないようにきめの細かい対応を行います。</p> | 子育て支援室 |

（４）ひとり親医療費の助成

国民健康保険や社会保険に加入している母子又は父子家庭を対象に、診察を受けたときの健康保険適用医療費の自己負担額の全部又は一部を助成します。また、所得制限の緩和について都に要望していきます。

【事業の実施状況と方針】

| ① ひとり親医療費の助成   |       |        |
|--|-------|--------|
| 事業の概要・実施状況   | 今後の方針 | 担当課    |
| <p>ひとり親家庭の自立支援のための医療費助成として、18歳までの児童を養育している父若しくは母又は養育者にひとり親家庭等医療費助成制度（マル親）があります。児童扶養手当の所得制限内の方に医療証が発行できます。</p> <p>■20年度の実績■<br/>           医療受給者：770人</p> | ○継続   | 子育て支援室 |

## (5) ひとり親家庭への相談の充実

ひとり親家庭の子育て及び健全育成についての相談だけでなく、DV相談や生活の安定に向けての相談体制を充実していきます。

### 【事業の実施状況と方針】

| ① 相談体制の整備  |       |        |
|--|-------|--------|
| 事業の概要・実施状況   | 今後の方針 | 担当課    |
| <p>身近な地域において、ひとり親からの相談に的確に対応していくため、子育て支援室に母子自立支援員を配置しています。母子自立支援員は、生活資金の貸付等母子福祉資金貸付の相談や生活保護の相談につなげています。また、母子自立支援員は女性相談員も兼務しており、DV相談にも対応しています。今後は、母子自立支援員の研修の内容を充実し、カウンセリングの精神や技法、サービスのコーディネートなど総合的な支援力の向上を図ります。</p> <p>■20年度の実績■<br/>相談合計：1,642件</p> <p>■課題■<br/>相談員が一人なので、出張中に予約なしの駆け込み相談が来た場合の対応</p> | ○継続   | 子育て支援室 |

## 2 母子生活支援施設の建替え

平成 19 年度から老朽化した母子生活支援施設の建替えを行っています。建て替えに際しては、中央保育園と共に仮施設への移転を行い、ひとり親家庭を対象とした保育の実施等の継続した支援を行っています。新施設は、平成 22 年度にオープンの手配ですが、引き続き充実した支援を行ってまいります。

### (1) 母子生活支援施設の建替え

老朽化した母子生活支援施設の建替えを行い、安全、安心な母子生活支援施設の運営を行ってまいります。

#### 【事業の実施状況と方針】

| ① 母子生活支援施設の建替え  |        |        |
|---|--------|--------|
| 事業の概要・実施状況  | 今後の方針  | 担当課    |
| 平成 19 年 10～11 月 検討チーム会による建替方針策定。<br>平成 20 年 1～7 月 本設設計委託。<br>平成 20 年 9 月 解体。<br>平成 21 年 3 月 工事着工。<br>その都度、近隣住民及び入所者等に説明会及び個別訪問を実施し、意見・要望等を検討するとともに、積極的に反映したことで理解を得られた。<br>■課題■<br>・保育園との合築のため、連携が必要 | ○適正な運営 | 子育て支援室 |

# Ⅲ 障がいがある子ども、支援が必要な子どもへの施策の充実

## 1 北野ハピネスセンターの療育支援の充実

療育の専門機関として早期発見早期療育の理念のもと、一人ひとりの発育発達課題を把握し、適切なサポートや保護者への支援を行い、健全な育ちを支えます。

- ・市内唯一の療育の専門機関として専門的なアセスメントを行い、個別及び小集団での適切な療育を提供します。
- ・三鷹市内の幼稚園・保育園等、乳幼児の教育や保育を担う機関と密に連携し、専門的視点から子どものとらえ方や関わり方の技術援助や研修を行い、障がいのあるなしにとらわれず、支援が必要な子どもが豊かに育つ地域力を養います。
- ・教育と連携し、療育から教育への移行に向けた適切な就学支援を行います。
- ・集団生活が難しい子どもを対象に安全な環境を整えた一時保育を実施し、保護者の子育て支援の一環をにないます。
- ・障がい児を持つ保護者や兄弟に対し、きめ細やかな支援を行います。

なお、平成21年度中に策定する「市民センター周辺地区整備基本プラン」に基づき、北野ハピネスセンターで行っている障がい児部門の各種相談、療育、指導、訓練等の事業を移転するとともに、集約化する施設との連携や関係機関とのネットワーク化を進め、子どもの発育・発達に関する専門支援を行う中核施設として整備します。

### (1) 北野ハピネスセンターの療育支援の充実

#### 【事業の実施状況と方針】

| ① 北野ハピネスセンターの療育支援の充実  |   |            |
|---|---|------------|
| 事業の概要・実施状況  | 今後の方針   | 担当課        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・通園（くるみ幼児園）</li> <li>・療育相談（ことばの相談）</li> <li>・医療相談</li> <li>・巡回療育相談</li> <li>・外来療育相談（専門療育訓練、親子グループ）</li> <li>・巡回発達相談（市内幼稚園、保育園など対象）</li> <li>・障がい児の兄弟支援事業</li> </ul> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象児を学齢期までとする点</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○充実</li> <li>○教育委員会との連携を図ります。</li> <li>○一時保育事業の展開</li> </ul> | 北野ハピネスセンター |



## 2 障がい児保育の充実

発達上配慮を必要とする児童が増加する傾向にあります。三鷹市では、公設公営保育園を中心とした認可保育所において、北野ハピネスセンターと連携を取りながら、障がい児保育の充実に取り組んでいます。

### (1) 認可保育所における統合保育の充実

#### 【事業の実施状況と方針】

| ① 認可保育所における統合保育の充実  |   |               |
|---|---|---------------|
| 事業の概要・実施状況  | 今後の方針   | 担当課           |
| <p>平成 16 年より公設公営保育所における障がい児受け入れの定員を 14 人から 18 人へ拡大し、受け入れ年齢も 0 歳児からとなりました。0 歳児から 2 歳児までは就労をしていることが入所の条件となり、基本的に定数外での受け入れをしています。在籍率はほぼ 100%となっています。また、他の認可保育所とも連携して統合保育の充実を図っています。</p> <p>※統合保育<br/>障がいのある子どももない子どもも共に育ちあう保育</p> <p>■課題■</p> <p>・受け入れの児童に関して、集団保育が可能な障がいの程度（軽度～中度）としているが、中には療育的な配慮を要するケースもある。</p> | <p>○継続<br/>○北野ハピネスセンターとの連携強化により、保育内容の充実を図ります。</p> | <p>子育て支援室</p> |

### 3 一人ひとりの特性に応じた指導・支援の保障

学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等教育及び療育に特別のニーズのある子どもについて、学習援助の充実を図ります。

#### （1）通常の学級における支援が必要な児童・生徒への指導・支援の充実

三鷹市教育支援プランに理念に基づき一人ひとりのニーズに応じた支援を行っていくため、個別の教育支援計画、個別指導計画作成のガイドラインにより支援計画を作成し、就学前から義務教育終了後も必要な指導・支援と引き継ぎを行っていきます。

#### 【事業の実施状況と方針】

| ① 個別の教育支援計画、個別指導計画の確立   |  |            |
|---|--|------------|
| 事業の概要・実施状況  | 今後の方針  | 担当課        |
| <p>三鷹市の小・中学校では、教育支援学級だけでなく通常の学級においても、学級担任や教科担任以外の通級指導学級での指導や学習指導員等の派遣による指導が必要な児童・生徒に対して、実際の学習や生活場面での指導内容を記載した個別指導計画、個別の教育支援計画に取り組んできました。平成21年度からは、これらの児童・生徒だけでなく、支援が必要と校内委員会で判断する児童・生徒すべてに個別指導計画、個別の教育支援計画を作成し、個に応じた指導と支援が行えるようにするため、個別指導計画・個別の教育支援計画作成・活用のためのガイドラインを作成し、全教員に配布しました。このガイドラインの活用により、チェックリスト等を通して、より客観的な見立てのもとに指導と支援が行えるようになりました。</p> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全教員が教育支援についての基礎知識をもって、指導と支援にあたるようにすること。</li> <li>・年々増加する対象児童・生徒に対応するための人材を確保するための予算措置が難しい。</li> </ul> | <p>○継続</p> <p>○全教員が教育支援や発達障がいについての知識をもって、支援が必要な児童・生徒の発見、見立て、個別指導計画や個別の教育支援計画の立案ができるよう、校内の体制を整えていきます。</p> | 学務課<br>指導室 |
| ② 教育支援に関する理解と適切な対応のための研修等の推進  |  |            |
| 事業の概要・実施状況  | 今後の方針  | 担当課        |
| <p>三鷹市教育支援プランに基づき、学校管理職、教育支援コーディネーター、教育支援学級担当教員、各小・中学校教員等に対する研修を実施しています。</p> <p>①教職員に対する研修体制の充実</p> <p>教職員が、教育支援に関わる基本理念を理解し、学級における児童・生徒の課題を発見し、的確な把握と適切な指導や支援を行って、児童・生徒一人ひとりのニーズに応えた教育を提供していくために、校長、副校長等の管理職をはじめとして、教職員への研修を実施している。夏季集中研修のほか、教育支援プラン校内推進研修会を各校年一回以上実施しています。</p> <p>②教育支援コーディネーターの育成・養成</p> <p>三鷹市では各校2人ずつ教育支援コーディネーターを指名していますが、さらに校内での役割を明確化し、各学校で効果的な活躍ができるよう、支援を必要とする児童・生徒への指導方法や、個別指導計画の立案、校内委員会の運営等についての実務的な研修を実施しています。</p> <p>③教育支援学級担当教員の育成</p> <p>教育支援学級担当教員が従来から教育支援学級で行ってきた障がい</p>  | <p>○継続</p>   | 学務課<br>指導室 |

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>種別ごとの専門性に基づく支援に加えて、発達障がいをもつ児童・生徒への対応ができるようにします。また、各学校の教育支援コーディネーターと連携して、通常の学級担任への支援を行うことができるよう育成を行っています。</p> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画、立案に専門性が必要である。</li> <li>・年間計画の立案を早い時期から行う必要がある。</li> </ul> |  |  |
|--|--|--|

## (2) 教育支援学級における児童・生徒への指導・支援の充実

教育支援学級（固定制・通級制）における、支援が必要な児童・生徒への支援の充実に努めます。

### 【事業の実施状況と方針】

| ① 小・中一貫教育校における教育支援学級（固定制・通級制）の適切な設置   |  |                    |
|---|--|--------------------|
| 事業の概要・実施状況  | 今後の方針  | 担当課                |
| <p>三鷹市教育支援プランの推進と小・中一貫教育に基づき、教育支援学級の計画的配置を実施していきます。</p> <p>平成18年度に東台小学校に教育支援学級（知的障がい・固定制）を開級、平成19年度に第六中学校に教育支援学級（情緒障がい・通級制）を開級、平成20年度に高山小学校に教育支援学級（知的障がい・固定制）と第四中学校に教育支援学級（知的障がい・固定制）を開級、平成21年度に第七小学校に教育支援学級（知的障がい・固定制）と第三中学校に教育支援学級（知的障がい・肢体不自由、固定制）を開級しました。</p> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育支援学級を設置する教室の確保</li> </ul>   | <p>○計画的に教育支援学級の配置を進めていきます。</p>                     | <p>学務課</p>         |
| ② 個別の教育支援計画、個別指導計画の充実   |  |                    |
| 事業の概要・実施状況  | 今後の方針  | 担当課                |
| <p>三鷹市の小・中学校の教育支援学級（固定制・通級制）では、従来からさまざまな障がいに対応する指導と支援を行ってきましたが、より個に応じた指導と支援を充実するために、教育支援学級（固定制・通級制）の担任に向けて個別指導計画・個別の教育支援計画作成・活用のためのガイドラインを作成し、関係する教員に配布しました。</p> <p>教育支援学級（固定制）は従来からの知的障がいや肢体不自由の児童・生徒に対応するとともに、自閉傾向等、発達のアンバランスのある児童・生徒についてもその特性に対応する指導や支援を行って来ました。</p> <p>教育支援学級（通級制）においては、通級指導の開始・終了等の判断及びシステムに関する基準作りに取り組み、通級指導学級における目標の設定を明確にして指導と支援が行えるようになりました。</p> <p>■課題■</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育支援学級（固定制・通級制）の教員すべてが専門的な知識をもって、指導と支援にあたるようにすること。</li> <li>・専門的な知識をもっている教員が少ない。</li> </ul> | <p>○継続</p> <p>○三鷹市の中で教員を育てていくシステムの構築を検討していきます。</p> | <p>指導室<br/>学務課</p> |
| ③ 就学相談体制の充実   |  |                    |
| 事業の概要・実施状況  | 今後の方針  | 担当課                |
| <p>教育支援学級などへの転・入学や通級など、児童・生徒のニーズに応じた就学や進学相談に応じています。</p>   | <p>○継続</p>   | <p>指導室<br/>学務課</p> |

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>東京都では就学相談については、「支援の場（就学先）の検討から支援をつなぐ」ことへの転換を求めています。三鷹市では、総合教育相談窓口の設置により、就学相談については教育相談員等による心理検査の結果に基づいた客観的、専門的な相談が行われています。教育支援学級（通級制）では、教育委員会の相談事業の一環として、発達にかかわる相談を行っています。</p> <p>今後も、乳幼児・児童・生徒の適切な就学支援ができるよう、就学前機関との連携を強めるとともに、入学後の適応状況についても把握し、継続的な相談を行う等、相談体制の充実と就学相談員のより一層の専門性の向上を図っていく必要があります。</p> |  |  |
|---|--|--|

## 4 被保護世帯の子ども・若者の支援

### (1) 子ども・若者支援事業の実施

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、不登校やニート・ひきこもり等の困難を有する子ども・若者への支援に取り組み、自立をサポートしていきます。

#### 【事業の実施状況と方針】

| ① 子ども・若者支援事業の実施  |               |              |
|--|---------------|--------------|
| 事業の概要・実施状況   | 今後の方針         | 担当課          |
| <p>子どものいる生活保護受給世帯の自立促進を図るため、不登校や引きこもりなどにより社会生活が困難になっている被保護者に対して、自立支援に取り組むためのプログラムを策定し、社会適応能力の向上と学習・就労の支援を行います。</p> | <p>○新規・拡充</p> | <p>生活福祉課</p> |